

推 計 方 法 関 係

目 次

1 現行推計の問題点

- (1) 推計方法全体を通ずる問題点
- (2) 投資支出（資本形成）の概念定義に関する問題点
- (3) 推計方法の技術的具体的問題点
 - a 個人住宅
 - b 法人設備投資
 - c 法人在庫投資
 - d 個人企業の設備投資および在庫投資
- (4) 現行推計の問題点の要約

2 統計資料の体系的整備

1 現行推計の問題点

国民所得勘定における投資支出の現行推計の問題点は、三つの面に分けて考察することが適当である。第一は、推計方法全体を通ずる考え方についての基本的な問題点であり、第二は、推計の対象となる資本形成の概念・定義の改訂に関する問題点であり、第三は、現行推計方法の技術的、具体的問題点である。

以下、この順に従って述べることにする。

(1) 推計方法全体を通ずる問題点

投資支出の推計方法は、大別して、支出接近法（人的方法）にもとづく主体別推計の方法と生産物集計法（物的方法）にもとづくものに分けられるが、現行の推計はおおむね前者によっている。

(注) 支出接近法とは、個人や政府、企業などの経済主体が生産物の最終使用者として、消費または投資した額を調査・集計して、最終需要段階での最終生産物の総額を求める方法であって、一般には人的方法ともよばれる。この方法によるときは、必然的に支出主体別推計となる。

これに対し、生産物集計法とは一般に物的方法ともよばれるものであるが、いわゆるコモディティ・フロー法、

小売評価法等がその代表的なものである。これらの方法は、最終需要としての消費または投資に何れられる生産物を生産ないし出荷から最終販売に至るまでの流れを追って求めるか、あるいは小売段階で直接にとらえるかして、最終生産物の総額を推計する方法である。したがって、この方法によるときは、必然的に品目別ないし物的推計となる。現行の推計は、個人、法人、政府などの主体別に、次の諸項目について行なわれている。

個人(家計)	個人住宅
個人企業	{ 生産者耐久施設 (設備投資) 在庫品増加 (在庫投資)
法人企業	{ 生産者耐久施設 (設備投資) 在庫品増加 (在庫投資)
政府	固定資本形成 (設備投資)
政府企業	{ 固定資本形成 (設備投資) 在庫品増加 (在庫投資)

これを、それぞれの依據する主な基礎資料との関係からみると、次のとおりである。

個人(家計)住宅	{ 「建築動態統計調査」(建設省) — 建築着工届 「農家経済調査」(農林省) — 農 家家計表
----------	---

個人企業	{ 設備投資 在庫投資	{ 「個人企業経済調査」(総理府統計 局) — 企業の財務諸表 「農家経済調査」(農林省) — 農 家家計表
法人企業	{ 設備投資 在庫投資	{ 「法人企業統計」(大蔵省) — 企 業の財務諸表

このように、現行推計はほとんど主体別に支出接近法によって行なわれている。各項目の推計方法を通ずる同観点は利用される基礎資料に関連するところが大きい。その主な点なものは、次の二点である。

第一点は、現行の人的方法では、投資支出の主体別の推計はなされておらず、投資支出の客体としての投資取の品目別の推計が困難ないし不可能であることである。これは基礎統計が企業の勘定科目のうちで、有形固定資産として一括されたものを調査項目としているためであって、この点に関する基礎統計の整備充実については、つとに関係各省に要望しているのであるが、調査技術上の制約もあって、まだ実現をみるに至っていない。

しかしながら、「建物」「構築物」「機械および装置」等の資産種別分類基準の投資支出の推計は経済分析上あるいは国際比較上強く要請されている。

第二点は、現行推計の基礎資料が企業等の経理上の記録に依存するためにある問題であって、個々の企業の経理処理のしかたの歪みや全体としての不統一を反映して、投資支出が正しく把握されにくいということである。

たとえば設備投資では、企業の経理処理のうえ、設備投資として本来資本勘定に計上されるべきものが経常勘定で経費として処理される場合がある。すなわち、個々の企業経営の立場から、工具類や机等が経費として暮され、あるいは改良増設などの工事が大修繕のなかに含まれて経費扱いとされる場合などがこれである。このように国民所得勘定上の処理のしかたとは異なつた、企業の帳簿記録に依存する場合、設備投資推計は過少に出る可能性がある。コモディティ・フロー法による推計との差の大半はこれに起因するとされている。また、同一の品目の取り扱いについても、企業間、産業間によりまちまちで、統一した基準によって責かれていない場合が多い。

在庫投資についていえば、企業の帳簿上の棚卸資産額は、企業の経理上においても、もっとも精度の低い計数であるとされている。物価の変動にともなつて、発生する評価上の増減がどのように棚卸資産増減の中に含まれるかどうかなども企業の経理方式やその態度によって左右されるところが極めて大きい。

(2) 投資支出（資本形成）の概念定義に関する問題点

投資支出（資本形成）の概念定義については、原則的互考え方と実際の互処理との間にボーダー・ライン・ケースに属する問題が多く、その取り扱いのいかんによって推計計数は大きく影響される。

現行国民所得勘定における資本形成の概念定義は、おおむね国連標準方式を基準とする建前をとっている。しかしながら同標準方式においてもボーダー・ライン・ケースの諸問題につ

いては決定的な規定はなく、また再三改訂が行なわれたので、それらを検討のうえわが国の現行の資本形成の概念定義についても一部再検討を必要とする問題がある。

また、産業連関表と国民所得勘定の統合をはかるうえからも、両勘定の資本形成の概念定義を統一することは必要欠くことのできない問題である。

以上の観点から、わが国現行の資本形成の概念定義について明確化ないし改訂を必要とする主な問題点をあげれば、つぎのごとくである。

1. 資本支出と経常支出の区分

資本支出と経常支出の区分は概念的にははっきりしていても、実面的な基準を定めることは困難である。すなわち、概念的には耐用命数/年以上の資本財の取得に対する投資支出はすべて資本支出に含まれるべきであるが、實際上この基準を厳密に責くことは困難である。これを推計方法との関連からみると、物的推計によるときは生産物の品目によって区分することが必要となるのに対し、支出面からの人的推計によるときは企業会計の基準によるほかないこととなる。いずれにしても、この基準のとりきめいかんは総固定資本形成の大きさ、ひいては国民総支出の大きさに影響するので、慎重に検討を要する。

これに関連する主な問題点をさらに具体的にとりあげれば、つぎのごとくである。

1) 修理補修

企業会計を利用する人的推計の方法によるときは、通常の維持修繕のための支出は経常支出とされるが、改良増設のための支出および資産の主要部分の取り替えを含む支出は、支出の費目のいかんにかかわらず、資本支出として扱われなければならない。

これに対し、物的推計によるときは、修理補修のための部品、付属品および取付具の取扱いについては、次のものは資本支出とされ、それ以外のものは経常支出とされることとなる。

- 1) 資産の主要部分を構成し、部品として独立の取引対象となるもの
- 2) 企業において、その品目を取り替える場合、通常資本支出として処理されるもの（部品取り替えにより耐用年数をはばすか、改良もしくは価値増加をもたらすもの）

2) 取替資産の取り替えの取り扱い

取替資産の取り替えは、上記1)の部品取替の特殊の例である。取替資産の新規取得については資本支出として処理されることは問題ないが、その取り替えの場合の処理のしかたについては、国民所得勘定の推計および産業連関表の作成において、まだ考え方の調整がままとされていない問題点である。

現行の国民所得勘定では、企業会計処理を受け入れているので、取替資産（ケーブル、電線等）の取り替えは多くの

場合経常支出として取り扱われている。

3) 長期建設工事に関する投資支出の把握の時期

長期建設工事に関する投資支出の把握の時期には、着工ベース、進捗ベース、竣工ベース、あるいは契約ベース、支払ベースなどのいろいろの基準が考えられるが、現行の推計方法では、建設仮勘定の新設によって把握しているのだから進捗ベースによっている。これに対し、竣工ベースによって把握すべきであるとの意見も有力に提出されているので、この際とくに検討を要する。

しかし、竣工ベースによる投資支出の把握は概念的には十分な理由をもっているが、基礎資料の上からは、企業の本決算、仮決算の影響を受けることが甚だしく、四半期別にはかなり本決算期に集中する傾向がみられる。

国連標準方式では、進捗ベースをとっているが、この問題は次のC項と関連する。

C 重建設工事の取り扱い

建設途上の重建設工事の取り扱いは、現行推計では土木建築工事のみならず、造船工事、重機械設備工事なども設備投資として把握することとしているが、改訂後の国連標準方式では建設工事のみを設備投資としてとらえ、その他の工事は在庫投資としてとらえるよう改められたので、わが国でもそれに従って改訂することがのぞましい。

なお、昭和35年産業連関表でも、そのような考え方になっている。

㉒ 非営利団体の取り扱い

非営利団体の投資的支出については、現行推計では全く推計されとされている。

今回非営利団体を推計に含めるためには、それを家計にサービスを提供するものと企業にサービスを提供するものとに分類し、それぞれの投資支出を、前者は個人住宅に準じ、後者は生産者耐え施設に準じて把握する必要がある。

㉓ 個人住宅

現行の国民総支出の表章形式のなかにおける個人住宅の概念は民間部門の個人（家計）の所有する住宅のみに限定されており、法人所有のいわゆる社宅や政府所有のいわゆる公務員宿舍等は含まれない狭い範囲のものである。

しかし、住宅としての資産の機能ないし用途を第一の基準として分類するときは、個人住宅として表章されるべき項目の概念は、所有者のいかんにかかわらず、そのすべてを含めてとらえられるべきであって、その方が統計利用者の一般的な考え方とくい違ふことなく、無用の誤解もまねかず、国際比較にも便宜と考えられる。

(3) 推計方法の技術的、具体的問題

推計方法の技術的、具体的問題は詳細に述べるとなると、非常に数多く、また多方面にわたるので、ここでは主要なもののみについて述べることにする。

㉒ 個人住宅

個人住宅は、基礎資料の関係から、次の三つのグループに

分けて推計される。

1) 一般居住専用住宅および非農業産業併用住宅の居住用部分

「建築動態統計」（建設省）を基礎とし、つぎの式により推計する。

$(\text{個人居住専用建築物工事予定額} + \text{個人非農業産業併用建築物工事予定額} \times 0.6) \times \text{率}$

問題点

1) 「建築動態統計」は着工届出によっているもので、着工工事予定額の過少申請や着工届出減れが相当にあるものと考えられるが、それらがどのような割合によるかは把握し難い問題である。これに対し、従来は連続推計により3割増という調整を行なっているが、建設省の補正調査や総理府の「住宅統計調査」などとの突き合わせの結果からみても、6〜7割増の調整が必要と思われる。現行推計は甚だしく過小推計となっている。

2) 非農業・産業併用建築物については、そのうちの居住用部分の割合は6割とみられているが、この割合についてはさらに調査、検討を要する。

2) 農業併用住宅

「農家経済調査」（農林省）を基礎とし、つぎの式により推計する。

$\text{農家ノ戸当り建物増加額} (\text{新築・大修繕を含む}) \times 0.5 \times \text{農家戸数}$

問題点

- i) 建物増加額のうち、居住用部分を割合とみ込んでいるが、これについてはさらに調査、検討する必要がある。
 - ii) 「農家経営調査」には、上層偏倚的傾向があるといわれているが、それについてさらに検討する必要がある。
 - iii) 林業、水産業が推計浅れとなっている。
- 3) 分譲住宅

住宅金融公庫、住宅公団の業務資料から個人に分譲される住宅の譲渡額を求める。

問題点

- i) 住宅金融公庫等の業務資料から求めるので、個人が分譲住宅を實際に取得する金額や時期を正しく反映しない。
 - ii) 公庫、公団以外の民間法人が、自己資金で建築のうえ分譲する分譲住宅が把握浅れとなっている。
- 8 法人設備投資

法人企業、生産者耐久施設は、基礎資料の関係から、一般産業（金融保険業以外の産業）については「法人企業統計」（大蔵省）を利用し、金融保険業については取務諸表等を利用し、それぞれつぎのようにして推計した結果を合計することによって推計している。

一般産業 = 「法人企業統計季報」の「有形固定資産」新設額（資本金 200 万以上）× 「法人企業統計年報」

$$\frac{\text{全規模法人有形固定資産残高}}{\text{資本金 200 万円以上 法人有形固定資産残高}}$$

$$\text{金融保険業} = \text{有形固定資産期中純増} + \text{減価償却引当}$$

問題点

- i) 「法人企業統計季報」の有形固定資産新設額は仮決算にもとづくものであり、経理処理上の歪みが大きく反映されている。
- ii) 「法人企業統計季報」の有形固定資産「新設額」は資本金 200 万円以上法人をとらえているものであるため、これを「法人企業統計年報」から求めた拡大比率により全規模に拡大して推計している。その拡大比率については、設備投資額は有形固定資産残高に比例するものとみ込んでいるが、このような考え方についてはさらに検討を要する。また「年報」の有形固定資産残高はその年度間における各企業それぞれの本決算期における残高のたなる総和であって、同一時点のそれを反映せず、また資本金規模別に決算期の分布のズレも大きいと考えられるので、この拡大比率の値は、不安定である。

なお、37年度 4～6月期の「季報」から資本金 200 万円未満の法人についても、一応調査対象に含めて調査されることとなったが、調査技術上信頼度が低いため、問題はなお残されている。

- iii) 「法人企業統計季報」は資本金 / 億円未満の法人については、年度始めに母集団の設定が行われてから、その年度内の各四半期にわたって固定されるので、その年度間における新設法人が把握浅れとなっている。したがって新設

法人による設備投資が推計されとなっている。

c) 法人在庫投資

法人在庫投資は、「季报」の資本金200万円以上法人の各期末棚卸資産残高を「年報」の200万円未満法人の棚卸資産残高と全法人のそれとの比率で拡大し、その残高の年度始、年度末の差引増減額をまず求め、これに、国税庁資料より得た年度間の増加法人数による在庫投資額を別に求め、両者の合計からさらに設備投資でとらえられた建設仮勘定との重複分となる「半成工事」を差引いて推計している。なお、金融保険業における在庫投資は一応無視して差し支えないものとして推計をしていない。

問題点

- i) 「季报」の棚卸資産残高は各法人それぞれの棚卸方法によって評価されたものであり、しかも仮決算にもとづくものであるため、その信頼度には問題がある。
- ii) 新設法人分の推計、建設仮勘定との重複分の推計には、違誤推計が相当含まれている。
- iii) 在庫品評価調整がなされていない。

d) 個人企業の設備投資および在庫投資

個人企業の設備投資および在庫投資の推計は、農業、製造業、商業、鉱業、建設業、および運輸通信業の6業種について行ない、それらを合計しているが、各業種についていえば、基本的には、ノ業主当り所得に対する設備投資または在庫投資の比率を計算し、これを分配所得から得られる各業種個人業

主所得に乗じて推計している。すなわち、

$$\begin{aligned} \text{各業種個人企業 在庫投資額} &= \text{各業種個人業主所得} \\ &\times \frac{\text{ノ業主当り 設備投資 在庫投資}}{\text{ノ業主当り 所得}} \end{aligned}$$

問題点

- i) 個人企業に肉する統計調査結果が利用されるのは、農業（「農家経済調査」農林省）、製造業および商業（「個人企業経済調査」総理府統計局）のみである。
- ii) 鉱業、建設業、運輸通信業については、個人企業分についての統計がないので、法人企業統計を援用して推計を行っているが、それも26～27年の投資比率をそのまま現在まで使用している。
- iii) 「個人企業経済調査」はサンプル数も少く、かつ愛知規模企業の把握も不十分であるため、統計の精度は低い。
- iv) 製造業および商業の在庫投資の推計のさい、「個人企業経済調査」の「棚卸資産増減額」を利用しているが、これは毎期にわたってほとんどプラスの増加を示し、景気変動にもとづく在庫変動あるいは季節変動などの実態を反映しにくいところがある。また、これによって、推計される在庫投資額は、法人在庫投資額に比しても相対的に過大であるように思われる。そこで、上記の調査の「棚卸資産増減額」よりも、「棚卸資産残高」に着目し、その差引きから求められる増減額による在庫投資額を推計を試みるなど、より一層良好な推計結果が得られる推計方法を検討する必要がある。

ある。

(4) 現行推計の問題点の要約

以上現行推計の問題点についてそれぞれ異った面からとりあげてみたが、これらを総合的に要約して列挙すれば、次のごとくである。

- 1) 現行推計はもっぱら人的方法によっているので企業の経理処理の影響をうけて過小に推計されている傾向がある。
- 2) 新設法人、非営利団体、個人サービス業等が資料の関係から推計されなくなり、それだけ過小に推計されている。
- 3) 運搬着工統計等については修正率が低くすぎて、過小に推計されている。

4) 在庫投資の推計は基礎統計の関係もあって、とくに精度が低い。個人企業については過大に推計されている傾向がある。

5) 資産種別ないし品目別、あるいは産業別等の分類基準による推計がなされていないので、経済分析に利用するための制約となっており、また国際比較を困難ならしめている。

6) コモ法等の物的方法による推計がなされていないので、推計結果の多面的な検討も不十分である。また、そのため、産業連関表との統合のための運算も求めることができない。

以上に指摘される問題点に関する改善については、今後の具体的な検討や試算の結果にまたねばならないが、昭和30年について既存の関連推計と比較してみると、次のごとくである。

昭和30年固定投資（総固定資本形成）

	国民所得 統計	産業連関表	藤原推計 (一橋大)	産業計画 会議推計	赤羽推計 (経済企画庁 経済研究所)
実数	1,469.0	1,682.5	1,869.9	1,505.8	1,562.6
(比率)	(100.0)	(114.5)	(127.3)	(102.5)	(106.7)

昭和30年建設投資

	国民所得 統計	産業連関表	藤原推計 (一橋大)	江見推計 (一橋大)	産業計画 会議推計
実数	941.5	1,059.5	1,013.6	946.5	956.3
(比率)	(100.0)	(112.5)	(107.7)	(100.5)	(101.6)

注) i 藤原推計、江見推計は、一橋大学経済研究所「経済研究」所載。

ii 産業計画会議推計は、産業計画会議「日本経済の資本構造」（昭和34年）所載。

2. 統計資料の体系的整備

投資支出、とくに民間投資に関する基礎資料は必ずしも少なくないが、その精度はまちまちで、十分でないものも多く、また空白部分も相当にある。従って、基礎資料の不備や不足を補ない、投資諸系列の推計を改善するためには、以下のような資料を体系的に整備する必要がある。

(1) 人的方法関係

- 「法人企業統計」(大蔵省) — 設備投資の資産種別別調査
- 「法人企業統計」(大蔵省) — 棚卸資産の棚卸方種別評価額
- 「個人企業経済調査」(総理府統計局) — サンプル数の範囲に含まれていない産業の調査の拡大、資産種別別調査
- 「建策動態統計」 — 脱漏の補正調査
- 新設法人の投資調査
- 非営利団体の投資調査

(2) 物的方法関係

- 「工業統計表」の早期作成
- 「商業統計表」売上先別区分の拡充
- 商業段階のマージン率の調査
- 運賃率の調査
- 部品の重複率に関する調査
- 投資財の出荷指数および物価指数の整備

(3) 資本ストック面からのチェックに関するもの

- 国庫調査の残高、および年間増加額の調査の整備(昭和30年調査につき昭和35年調査を実施中)